

平成23年7月21日

安平町男女共同参画基本計画に関する意見募集

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し合い、性別的差別を受けることなくその個性を十分に発揮できる社会を言います。この男女共同参画社会の実現に向け、国や北海道において現在様々な取り組みが行われています。

安平町においても男女平等参画社会の実現に向け、その行動指針となる「安平町男女共同参画基本計画（案）」を策定いたしました。

今後、町民の皆様と行政が一体となって男女共同参画を進めていくに当たり、この計画案に町民の皆様の意見を反映するため、意見提出手続制度「パブリックコメント手続」を実施いたしますので計画案につきまして、お気づきの点やご意見をお寄せ下さい。

【募 集 要 領】

●意見を募集しようとする資料

安平町男女共同参画基本計画（案）

※この資料は、町ホームページに意見募集記事とともに掲載しています。

※また、資料及び提案用紙等は総務課及び追分庁舎・住民総合相談室に用意していますので、町ホームページをご覧になれない方は、次の担当係にご一報ください。郵送などの方法でお届けします。

総務課総務・防災グループ TEL 22-2511

●意見提出方法及び場所

①備付及び任意による書面の場合

※総務課、追分庁舎住民総合相談室までお届けください。（郵送可）

※住民提案箱「ていあんくん」下記設置箇所に投函ください。

早来地区：安平公民館・瑞穂館・役場早来庁舎・町民センター・遠浅公民館
追分地区：役場追分庁舎・公民館・ぬくもりセンター・追分郵便局・北海道銀行追分支店

※住民提案箱設置場所(役場庁舎以外)には意見を募集する資料等は備え付けませんのでご注意ください。

②ファクシミリの場合 総務課「0145-22-2026」

※提案用紙を総務課まで送信ください。

③電子メール（総務課：bunken@town.abira.lg.jp）

※提案書添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

④町ホームページ > 電子役場 トップ > 電子役場 > ていあんくん

※町ホームページの、このページを開いてその要領にて意見をお寄せください。

※正確な意見内容を把握することから、電話での意見は受付しませんのでご了承ください。

●**意見募集期間**

平成 23 年 7 月 21 日（木）から平成 23 年 8 月 22 日（月）

●**提案対象者**

今回は、本町の区域内に住所を有する高校生以上の町民の皆様としますのでご了承ください。

●**意見集約による公表及び意見に対する応答**

①町ホームページにより集約した皆様の意見と、町の考え方等を公表します。

②総務課、追分庁舎住民総合相談室において、上記と同様に公表します。

※必要に応じては提案いただいた町民の皆様個人に対して原則書面において応答並びに町の考え方等を説明します。

※提案書等については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前は必ず記載してください。

●**問合せ** 〒059-1595 安平町早来大町 95 番地
安平町役場 総務課総務・防災グループ
Tel0145-22-2511